

令和 7 年 9 月 2 2 日

法務局地図作成事業の実施について

鹿児島地方法務局では、令和 7 年度及び同 8 年度の事業として「鹿児島市下伊敷町、下伊敷二丁目、下伊敷三丁目、若葉町、玉里団地一丁目及び伊敷台六丁目の各一部」において、土地の正しい境界の位置を明らかにした、精度の高い現地復元性のある地図を登記所に備え付ける事業（以下「本事業」といいます。）を実施いたします。

本事業実施区域内の土地所有者の皆様に対しては、令和 7 年 1 0 月 2 5 日（土）・2 6 日（日）に各日 2 回の計 4 回（各回の内容は同一）、鹿児島市立玉江小学校体育館において、事業の目的や作業工程等についての説明会を開催する予定としており、本事業の実施及び説明会の開催に関するご案内通知を本日発送したところですが、当該ご案内通知とともに送付した資料を当ホームページにも掲載しましたので、参考にいただき、本事業へのご理解・ご協力をお願いいたします（送付した資料は[こちら](#)。）。

なお、本事業の実施に当たり、令和 8 年 4 月から、本事業実施区域内又はその周辺区域に地図作成現地事務所を開設する予定としておりますので、開設場所等、詳細が決定次第、当ホームページにおいてご案内いたします。

おって、本事業に関するご質問又はご不明な点等ございましたら、末尾に記載したお問合せ先の担当者までお問い合わせください。

<お問合せ先>

〒892-8511

鹿児島市山下町13番10号第三地方合同庁舎 2階

鹿児島地方法務局 不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

電話：099-219-2133

（午前8時30から午後5時15分（土日祝日を除く））

担当 片平（かたひら）